

## 社団法人 日本東洋医学会 専門医制度基本規程

2009年9月13日全部改正 理事会承認

### [第1章 総 則]

#### (目的)

第1条 社団法人日本東洋医学会（以下「本会」という）は、漢方医学を専門とする優れた医師を育成し、漢方医学による医療の向上を図り、人々の健康に寄与することを目的に、本会専門医制度を設ける。

#### (事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために、専門医の認定と卒後及び生涯研修に必要な事業を行う。

#### (名称)

第3条 本規則で定める専門医の名称は、漢方専門医（以下「専門医」という）と称し、英文では、Fellow of the Japan Society for Oriental Medicine(略称：FJSOM)と標記する。

#### (医師像)

第4条 本会認定の専門医は、西洋医学と共に漢方医学を十分に修得し、両医学の研鑽を重ねて人々の健康に寄与する。

### [第2章 専門医制度委員会]

#### (専門医制度委員会)

第5条 本会は定款及び細則に基づき、本制度の運営のために専門医制度委員会（以下「本委員会」という）を設置する。

#### (本委員会の構成)

第6条 本委員会の定数は15名以上30名以下とする。

2. 本委員会には委員長1名、副委員長2名、地区委員長8名を置く。
3. 委員長は、理事会の議決を経て専門医資格を有する会員の中から会長が委嘱する。
4. 副委員長及び委員は、委員長が専門医資格を有する会員の中より選任し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
5. 地区委員長は、支部長が副支部長の内1名を選任し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

#### (委員の任期)

第7条 委員の任期は、細則第20条3項で定める2年とし、再任を妨げない。但し、連続4期8年を限度とする。

2. 欠員が生じた場合は、前条に従い補充し、その任期は前任者の残りの期間とする。

#### (委員長・副委員長の任務)

第8条 委員長は本委員会を召集し、会務を総理する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を遂行できないときには、その職務を代行する。

(小委員会)

第9条 本委員会は、業務遂行のために、総務、研修、認定の各小委員会を置く。また、必要に応じてその他の小委員会を設置できる。

(会議の成立と議決)

第10条 本委員会は、全委員の3分の2以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。

2. 本委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
3. 地区委員長が本委員会に出席できない場合は、第12条に定める地区副委員長が代理として出席し、議決権を行使できる。
4. 本委員会は、書面による決議を行うことができる。

(地区委員会)

第11条 本委員会は、定款及び細則に基づき、本制度事業の推進のために、各支部に地区委員会を設置する。

2. 地区委員会は、地区委員長1名、地区副委員長1名乃至2名、各支部の都道府県及び北海道5地区（以下「都道府県」という）の地区委員各1名で構成する。
3. 地区委員長は、支部の地区委員会を統括する。

(地区副委員長、地区委員)

第12条 地区副委員長は、各支部の専門医資格を有する会員の中から地区委員長が選任し、支部役員会の議決を経て支部長が委嘱する。

2. 地区委員は、医師の資格を持つ本会正会員でなければならない。都道府県ごとに1名とし、都道府県代議員の互選による。代議員に医師の資格がない場合は、都道府県部会長が医師の資格を持つ正会員の中から選任する。
3. 上記の他、本制度事業の推進のために必要とされ、地区委員長が指名した会員は、地区委員会にオブザーバーとして出席できる。
4. 地区副委員長及び地区委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

[第3章 専門医資格の取得]

(専門医試験の受験資格)

第13条 専門医試験の受験申請をする者は、以下の要件を全て満たす事とする。

- (1) 我が国の医師免許を有し、医籍登録後6年以上を経過した者
- (2) 3年以上継続して本会正会員である者
- (3) 社団法人日本専門医制評価・認定機構の定める基本領域に属する学会の認定医あるいは専門医に認定された後、第29条に定める研修施設において3年以上漢方医学の臨床研修を行った者
- (4) 更新及び受験申請の為に配点表（以下「配点表」という）に従い、申請する年度を含め過去6年度内に7単位以上（内1単位以上は学術総会出席）取得した者

(受験申請手続き)

第14条 専門医試験受験申請者は、以下の書類に審査料を添えて本委員会に提出する。

- (1) 専門医認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 医師免許証の写し
- (4) 社団法人日本専門医制評価・認定機構が定める基本領域に属する学会における認定医または専門医認定証の写し
- (5) 漢方医学的治療が有効であった50症例の一覧表
- (6) 上記50症例の内10症例の臨床報告書

- (7) 受験申請のための単位（7単位）を示すもの
  - (8) 指定研修施設の臨床研修証明書
  - (9) その他、本委員会が定める書類
2. 審査料は 5,000円とする。

**(専門医試験委員会)**

第15条 専門医試験の運営のために専門医試験委員会を置く。

2. 専門医試験委員会は、委員長、副委員長、認定小委員会委員により構成する。

**(受験審査)**

第16条 第14条に定める手続きを完了した者が専門医試験を受験できる。

- 2. 臨床報告書の評価、筆記試験及び面接試験の結果を基に、専門医試験委員会が合否判定を行い、理事会にて決定する。
- 3. 専門医試験は年1回実施する。

**(登録手続き)**

第17条 専門医試験合格者は、合格した年度内に登録申請書に登録料を添えて、専門医の登録を本会に申請する。

2. 登録料は50,000円とする。

**(登録及び専門医認定証の交付)**

第18条 本会は前条による登録手続きを終了した者を専門医登録原簿に登録し、専門医認定証を交付する。

**[第4章 資格の更新]**

**(認定期間)**

第19条 専門医の認定期間は、5年とする。但し、第25条で別段の定めのある場合はこの限りではない。

**(更新要件)**

第20条 配点表に従い、認定期間内に100点以上を取得しなければならない。但し70点以上は本会が主催する事業による取得とし、学術総会出席を必ず含むこととする。

**(更新申請手続き)**

第21条 専門医の更新申請をする者は、以下の書類に審査料を添えて本委員会に提出する。

- (1) 専門医資格更新申請書
  - (2) 漢方医学的治療が有効であった50症例の一覧表
  - (3) 上記50症例の内10症例の臨床報告書
2. 第25条による場合には、専門医資格更新保留申請書とその事由を証明する書面を本委員会に提出する。
3. 更新審査料は、5,000円とする。

**(更新審査)**

第22条 更新の審査は、申請書類の確認及び臨床報告書の評価を基に行う。

**(更新登録手続き)**

第23条 更新審査合格者は、更新登録申請書に登録料を添えて専門医の登録を本会に申請する。

2. 更新登録料は30,000円とする。

(更新登録及び専門医認定証の交付)

第24条 本委員会は、前条による登録手続きを終了した者を、専門医登録原簿に登録し、専門医認定証を交付する。

(更新手続きの保留)

第25条 更新時に、更新要件に満たない場合、更新手続きは1年に限り保留することができる。この場合、更新後の専門医認定期間は4年とする。

2. 病気・留学等、本委員会がその事由を妥当であると認めた場合には、更新申請をその事由に相応する合理的な期間に限り延長することができる。但し、延長期間中の専門医資格は停止する。

[第5章 資格の喪失]

(資格の喪失)

第26条 専門医は、次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失し、専門医認定証を本会に返還しなければならない。その場合、登録原簿に資格喪失の事由を記載の上、登録を抹消する。

- (1) 医師の資格を失った場合
- (2) 本会会員の資格を失った場合
- (3) 専門医の資格を辞退した場合
- (4) 第25条を除き、資格が更新されなかった場合
- (5) 第27条により資格を取り消された場合

(資格の取消)

第27条 本会は、専門医が次の各号のいずれかに該当する場合、本委員会の審議を経て、理事会の決議によりその資格を取り消すことができる。

- (1) 認定及び更新の申請に際し、虚偽の記載など、不正行為があった者
- (2) 専門医としてふさわしくない行為があった者

(資格についての不服処理)

第28条 認定、更新、喪失、取り消し等の審査に関して異議がある者は、本会に再審査を請求することができる。

2. 本会は、理事会の決議により不服処理のための裁定委員会を設置することができる。
3. 異議についての理事会判断（裁定委員会を設置した場合はその裁定）は、本会の最終判断とする。

[第6章 研修施設]

(指定研修施設)

第29条 第13条(3)に定める研修施設（以下「指定研修施設」という）は、漢方医学による診療を行っている医療機関であり、漢方医学の臨床研修を担当できる指導医を1名以上有する施設とする。

2. 指定研修施設は、教育病院と教育関連施設で構成される。
3. 教育病院は、第34条で定める指導医を原則として2名以上有する大学附属病院、総合病院あるいはそれに準ずる医療機関とする。
4. 教育関連施設は、第34条で定める指導医を1名以上有し、教育病院と連携して臨床研修指導を行う医療機関とする。
5. 指定研修施設は、責任指導医1名を置かなければならない。

(指定研修施設の任務)

第30条 指定研修施設は、本会が定める研修カリキュラムに基づき、研修目的、方法を具体的に定め、責任指導医のもとに指導医が専門医をめざす医師（以下「専攻医」と

- いう)の研修を指導する。
2. 指定研修施設は、研修が終了した専攻医の達成度を評価し、臨床研修証明書を発行する。

#### (申請及び認定)

第31条 指定研修施設認定を申請する医療機関は、次の申請書類を本委員会に提出する。

- (1) 指定研修施設登録申請書
- (2) 指導医登録申請書
- (3) 施設の概要

2. 前項により申請のあった施設について、本委員会の審査を経て、理事会が承認し、本会が研修施設指定証を交付する。

#### (指定期間及び更新)

第32条 指定研修施設の指定期間は5年を限度とする。

2. 前項の指定期間は第3項に定める更新手続きにより更新することができる。
3. 指定期間の更新を申請する医療機関は、次の申請書類を本委員会に提出する。
  - (1) 指定研修施設登録更新申請書
  - (2) 指導医登録更新申請書
4. 前項により申請のあった施設について、本委員会の審査を経て、理事会が承認し、本会が研修施設指定証を交付する。

#### (指定の取り消し)

第33条 本会は、指定研修施設が、次の各号のいずれかに該当する場合、本委員会の審議を経て、理事会の決議によりその指定を取り消すことができる。

- (1) 指導医が在籍しなくなった場合
- (2) 指定を辞退した場合
- (3) 申請に際し、虚偽の記載など、不正行為があった場合
- (4) 研修施設としてふさわしくない行為があった場合

2. 指定を取り消された施設は、研修施設指定証を本会に返還しなければならない。なお、(1)(2)の場合は、指定研修施設は研修施設抹消届を本委員会に提出しなければならない。

### [第7章 指導医]

#### (指導医の認定)

第34条 指導医は以下の基準を満たす者とする。

- (1) 専門医取得後5年以上漢方医学の診療に携わり、日本東洋医学雑誌への論文掲載3篇以上、学術総会発表3回以上、学術総会出席5回以上の者(学術総会とは支部総会を含むものとする)
- (2) その他本委員会が特に認めた者

#### (指導医の任務)

第35条 指導医は、指定研修施設において、専攻医の研修を指導する。

2. 指導医は、本委員会に対して、年1回指導報告書を提出しなければならない。
3. 指導医は、委嘱期間中、本委員会が行う指導医講習会を受講しなければならない。

#### (申請及び審査)

第36条 指導医を申請する者は、指導医登録申請書を本委員会に提出する。

2. 指導医は、本委員会の審査を経て、理事会が承認し、本会が指導医委嘱状を交付する。

(委嘱の取り消し)

第37条 本会は、指導医が次の各号のいずれかに該当する場合、本委員会の審議を経て、理事会の決議によりその認定を取り消すことができる。

- (1) 在籍する指定研修施設が指定を取り消された場合
- (2) 委嘱を辞退した場合
- (3) 申請に際し、虚偽の記載など、不正行為があった場合
- (4) 指導医としてふさわしくない行為があった場合

2. 指導医委嘱を取り消された場合は指導医委嘱状を本会に返還しなければならない。  
なお、(1)(2)の場合は、指導医登録抹消届を本委員会に提出しなければならない。

[第8章 医療倫理・医療安全教育及び生涯研修]

(医療倫理・医療安全教育)

第38条 専攻医及び専門医は、本会あるいは本委員会が実施する医療安全、医療倫理などの講習を受講しなければならない。

(生涯研修)

第39条 本制度における生涯研修事業は本会あるいは本委員会の主催する学術集会、学術教育事業等を通じて行う。

[第9章 その他の規則]

(研修カリキュラム)

第40条 本委員会は専門医を育成するための研修カリキュラムを別に定める。

(研修マニュアル)

第41条 本委員会は専門医を育成するための研修マニュアル、またはそれに準ずるものを別に定める。

(指導マニュアル)

第42条 本委員会は専門医を育成するための指導マニュアル、またはそれに準ずるものを別に定める。

[第10章 補 則]

(審査料・登録料)

第43条 一旦納入された審査料及び登録料の返還は行わない。

[第11章 規則の改廃]

(規則の改廃)

第44条 本規則は理事会の承認を得て変更することができる。

附則

1. この改正規則は、平成21年9月13日から施行する。